

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領改正のポイント
(R8. 7)

【主な改正内容】

1 事業要件等の変更

- (1) 事業対象者に食肉流通事業者を追加する
- (2) レンダリング処理及び焼却等処理の事業内容の一部を変更（前処理のみ、レンダリング処理のみも補助対象）とするとともに、事業要件等を一部緩和（肉骨粉を販売に仕向けた場合も補助対象とし、補助単価をレンダリング処理と焼却等処理に分割）

2 1に伴う別表3及び各別紙様式の変更

3 その他軽微な修正